



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 990 財団法人都道府県会館の平成20年度経営状況 (管財課)
- 991 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)
- *992 平成21年和歌山県告示第687号 (不当景品類及び不当表示防止法の規定による身分証明書) の一部改正 (県民生活課)
- 993 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
- 994 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 995 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 996 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 997 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 998 家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 (畜産課)
- 999 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1000 新道路の供用開始等 (")
- 1001 道路の区域変更 (")
- 1002 新道路の供用開始等 (")
- 1003 道路の区域変更 (")
- 1004 新道路の供用開始等 (")
- 1005 道路の区域変更 (")
- 1006 新道路の供用開始等 (")
- 1007 道路の区域変更 (")
- 1008 新道路の供用開始等 (")
- 1009 道路の区域変更 (")
- 1010 新道路の供用開始等 (")
- 1011 和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
- 軽油引取税免税証の無効 (")
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- " (")
- 入札公告 (警察本部)

告 示

和歌山県告示第990号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成20年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

財団法人都道府県会館の平成20年度経営状況

1 建物共済事業

分担金その他収入	2,082,867,655円
災害共済金経費その他支出	972,726,771円
次期繰越収支差額	1,110,140,884円
正味財産	23,146,039,502円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入	986,907,332円
災害共済金経費その他支出	329,570,845円
次期繰越収支差額	657,336,487円
正味財産	7,002,256,487円

和歌山県告示第991号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野702番地の5

名称 株式会社野半の里

氏名 代表取締役 中神住春

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野702番地の5

名称 株式会社野半の里

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり
 (4) 汚水等の処理施設に関する事項
 特定施設に係る汚水は公共下水道に排出
 (5) 排出水の汚染状態及び量
 別表2のとおり
 2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間
 平成21年8月28日から同年9月17日まで
 (2) 場所
 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町役場

別表 1 - 1

種 類	第 10 号 ロ		第 10 号 ニ		第 10 号 ホ		
基 数	1 基		1 基		1 基		
能 力	30 樽 / 時		約 1, 100 ℓ		約 1, 100 ℓ		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—		—		—		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		既 設		既 設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		許 可 後		許 可 後		
使 用 時 間 間 隔	9 時 ~ 19 時		8 時 ~ 18 時		8 時 ~ 18 時		
1 日 当 た り の 使 用 時 間	1. 8 時 間 (2 日 / 週)		2. 5 時 間 (約 3 日 / 月)		4 時 間 (約 3 日 / 月)		
使 用 の 季 節 的 変 動	夏 期 頻 度 大 冬 期 頻 度 小		夏 期 頻 度 大 冬 期 頻 度 小		夏 期 頻 度 大 冬 期 頻 度 小		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	pH	5. 8 - 8. 6	5. 8 - 8. 6	5. 8 - 8. 6	5. 8 - 8. 6	5. 8 - 8. 6	
	BOD (mg / ℓ)	10	20	10	20	10	20
	COD (mg / ℓ)	50	100	50	100	50	100
	SS (mg / ℓ)	25	50	25	50	25	50
	n-Hex (mg / ℓ)	2	5	2	5	2	5
	T-N (mg / ℓ)	20	30	20	30	20	30
	T-P (mg / ℓ)	8	16	8	16	8	16
当該汚水等の 1 日当たりの通常量及び最大量 (m ³ / 日)	3	5	3	5	3	5	

別表 1 - 2

種 類	第 16 号		
基 数	1 基		
能 力	容量約 109 ℓ 最大 120 玉 / 時		
工事着手予定年月日	—		
工事完成予定年月日	既設		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間間隔	9 時 ~ 19 時		
1 日当たりの使用時間	10 時間		
使用の季節的変動	特になし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD (mg / ℓ)	1,000	1,500
	COD (mg / ℓ)	1,000	1,500
	SS (mg / ℓ)	300	450
	n-Hex (mg / ℓ)	1未満	1
	T-N (mg / ℓ)	15	30
	T-P (mg / ℓ)	8	16
当該汚水等の 1 日当たりの通常量及び最大量 (m ³ / 日)	2	4	

別表2

排水口名		No.1	No.2	No.3
排水量 (m ³ /日)	通常	170	5	雨 水 専 用 排 水 口
	最大	240	10	
pH	通常	5.8～8.6	5.8～8.6	
	最大	5.8～8.6	5.8～8.6	
BOD (mg/l)	通常	5	5	
	最大	10	10	
COD (mg/l)	通常	5	5	
	最大	10	10	
SS (mg/l)	通常	5	5	
	最大	10	10	
n-Hex (mg/l)	通常	1未満	1未満	
	最大	1	1	
T-N (mg/l)	通常	2	2	
	最大	5	5	
T-P (mg/l)	通常	0.1	0.1	
	最大	1	1	
ホウ素 (mg/l)	通常	6	—	
	最大	10	—	

和歌山県告示第992号

平成21年和歌山県告示第687号（不当景品類及び不当表示防止法の規定による身分証明書）の一部を次のように改正し、平成21年9月1日から適用する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

様式（表）中「第9条の第1項」を「第9条第2項」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法抜すい

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条(略)

第2条 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関する帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはその職員に当該事業者若しくはその者とその事業に関する帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはその事務所、事業所その他の事業を行う場所と立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第3条 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第4条 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第17条 第9条第2項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 第15条第1項 3億円以下の罰金刑

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 第15条第1項 3億円以下の罰金刑

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

3 前項の場合においては、代表者又は管理者が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定を準用する。

和歌山県告示第993号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年10月12日まで縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年8月12日
- 2 名称
特定非営利活動法人リトルハンド
- 3 代表者の氏名
田中康嗣
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県橋本市隅田町真土187番4号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、ならびにその家族等に対して、介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり、各種の弊害を受けることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフ

リー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通した町作りを為すことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合う事で、社会に貢献、地域住民に寄与すること並びに、次代を担う地域における青少年の健全育成を念頭に置いた活動等を主たる目的とする。

和歌山県告示第994号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成21年8月18日指定した。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛熱情ラブパッション 9月号	09657-09	一水社
コミック	Sweet プチ 9月号	15487-09	笠倉出版社
コミック	ラブキス 9月号	19147-09	笠倉出版社
コミック	Young Love Comic アヤ 9月号	18815-09	宙出版
月刊誌	裏モノJAPAN 9月号	01805-9	鉄人社
月刊誌	別冊裏モノJAPAN vol.1	01806-9	鉄人社

雑誌	ZENKA1エンタメ! vol.7	14004-09	ベストセラーズ	月刊誌	ブレイクマックス 9月号	18011-09	コアマガジン
雑誌	BLACK BOX vol.34	17843-9	三英出版	月刊誌	ジェイスパーク 9月号	86257-09	トライマックス
月刊誌	ナックルズEX 09月号	16809-9	ミリオン出版	月刊誌	ピンキーマガジン 8月号	不明	H(アッシュ)
月刊誌	エキサイティングマックス! 9月号	02091-9	ぶんか社	月刊誌	黄金のGT 9月号	12259-09	晋遊舎
雑誌	エキサイティングマックス! スペシャル vol.17	02092-9	ぶんか社	指定理由 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。			
月刊誌	決定版! XX 9月号	13319-9	ミリオン出版	和歌山県告示第995号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。 平成21年8月28日 和歌山県知事 仁坂吉伸			
月刊誌	月刊エンタメ 9月号	02053-09	徳間書店				
雑誌	芸能アイドル裏JAPAN vol.19	62872-49	ブレインハウス				
月刊誌	漫画実話ナックルズ 9月号	18421-9	ミリオン出版				
月刊誌	劇画マッドマックス 9月号	03369-09	コアマガジン				
月刊誌	ブブカ 9月号	17885-09	コアマガジン				
月刊誌	実話マッドマックス 9月号	15279-09	コアマガジン				

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人たちばな会	有田郡有田川町小島278番地1	デイサービスセンター西岡	有田郡有田川町小島278番地1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.7.1
株式会社れもんケア	和歌山市西浜3丁目6-1	れもんケア打田	紀の川市古和田237-3	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.3.9

和歌山県告示第996号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社れもんケア	和歌山市西浜3丁目6-1	れもんケア打田	紀の川市古和田234	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.3.9
株式会社ゆらみ	田辺市新屋敷町42-2	ゆらみ介護サービス	田辺市新屋敷町42-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.7.16
株式会社桃の香	紀の川市桃山町調月2027番地15	ケアセンター桃の香	紀の川市桃山町調月2027番地15	居宅介護支援	平成21.7.22
和歌山中央医療生活協同組合	和歌山市有本143-1	ケアプランセンターげんき	海南市沖野々394-3	居宅介護支援	平成21.6.22
和歌山中央医療生活協同組合	和歌山市有本143-1	デイサービスげんき	海南市沖野々394-3	通所介護・介護予防通所介護	平成21.6.22

和歌山県告示第997号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ジョーシン和歌山平井店
和歌山市平井字西前島120番地1 他
- 2 意見の概要
（1）廃棄物の発生抑制、再使用及び再利用等に取り組んでください。
（2）騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努めてください。
なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
（3）出店に際しては、地域雇用に努められ、また、地域振興に貢献されるようご協力をお願いします。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成21年8月28日から同年9月28日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第998号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条第1項の規定により、和歌山県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定めた。

なお、当該計画の図書を和歌山県農林水産部農業生産局畜産課において公衆の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中辺路町石船字栗原587番1地内	旧	6.40 } 13.90	118.80	
同上	新	8.60 } 35.70	58.00	

和歌山県告示第1000号

平成21年和歌山県告示第999号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市吉原字大平769番2地先から同市吉原字中平793番1地先まで	旧	3.68 } 4.49	40.00	
同上	新	6.04 } 6.41	40.00	

和歌山県告示第1002号

平成21年和歌山県告示第1001号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字兄井字分畑96番1地先から同郡九度山町大字慈尊院字下島278番18地先まで	旧	6.00 } 16.50	3,317.75	
同上	旧	11.35 } 39.90	3,286.05	新落合橋 L=14.00 新山崎橋 L=18.00
同上	新	10.75 } 39.90	3,286.05	新落合橋 L=14.00 新山崎橋 L=18.00

和歌山県告示第1004号

平成21年和歌山県告示第1003号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中芳養南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町晩稲字山崎148番1地先から同町晩稲字	旧	5.40 }	345.60	

井ノ尻140番1地先まで		6.10		
日高郡みなべ町晩稲字名ヶ前416番1地先から同町晩稲字津井地102番5地先まで	旧	12.20 } 18.70	330.00	
同上	新	12.20 } 18.70	330.00	

和歌山県告示第1006号

平成21年和歌山県告示第1005号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市稲成町字惑在1924番1地先から同市稲成町字惑在1929番2地先まで	旧	4.90 } 16.20	198.70	
同上	新	5.40 } 18.90	198.70	

和歌山県告示第1008号

平成21年和歌山県告示第1007号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町大字周参見字お路3942番1地先から同町大字周参見字お路3929番6地先まで	旧	9.70 } 14.20	84.50	
同上	新	9.70 } 24.90	84.50	

和歌山県告示第1010号

平成21年和歌山県告示第1009号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年8月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1011号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争に付する業務の名称等
 - (1) 業務の名称
和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び賃貸借業務
 - (2) 業務の内容等
仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年8月28日（金）において、次に掲げる要件のいずれ

についても満たしている者とする。

- ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係る委託業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。
(ア) パソコン200台以上、ネットワーク機器20台以上を新規導入し、又は設定変更する契約であること。
(イ) ネットワーク幹線ケーブルを敷設する契約であること。
 - カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。
(ア) パソコン200台以上についてメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。
(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器20台以上についてメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。
 - キ 営業品目に賃貸借を有する者であること。
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
 - ケ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、ク及びケに掲げる要件をすべて満たし、構成員のうち委託業務を担当する者は(1)のオを、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びキをそれぞれ満たし、代表者を賃貸借業務を担当する者としていること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

 a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

 b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者の委託業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者の賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

イ 申請しようとする者が、コンソーシアムであるとき。

(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類については委託業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出することとする。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

 a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

 b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者の委託業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者又は情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格を有し、競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの

用紙は、平成21年8月28日（金）から同年9月9日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年9月10日（木）午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面等（ファクシミリを含む。）又は電子メールにより行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階会議室

(2) 日時

平成21年9月7日（月）午後2時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年9月4日（金）から同月16日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課
和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110（代表）

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成21年9月25日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成21年9月29日（火）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成21年10月5日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届け出があったので、平成21年7月14日以降無効とする。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県第1488号	平成19年10月12日から平成21年10月11日まで	和歌山市金谷1140 神下晋二	和歌山県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成21年7月14日以降無効とする。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	農業	1987197 }	2枚	平成20年10月17日から平成21年10月11日まで	和歌山県税事務所	平成21年7月14日
100リットル券		1987198				
		1987199	1枚			

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

おり公衆の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のと

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園（3・3・13号 紀和駅前公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路(7・7・1号 城北中之島側道線)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成21年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度 平成21年度
 - (2) 調達役務の名称及び数量
和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び賃貸借業務 一式
 - (3) 履行期間
 - ア 委託期間
契約日から平成22年3月31日までの間
 - イ 賃貸借期間
平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間
 - (4) 調達役務の仕様等
和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (5) 納入場所
仕様書による。
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成21年和歌山県告示第1011号に規定する和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理

課」という。)

電話番号 073-476-0110(代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110(代表)

(2) 期間

平成21年8月28日(金)から同年9月9日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、情報管理課に対して平成21年9月10日(木)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)又は電子メール(メールアドレスは、入札説明書等の交付時に提示する。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
1階会議室

(2) 日時

平成21年9月7日(月)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成21年10月8日(木)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

<p>税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書作成の要否</p>	<p>要</p> <p>13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県警察本部警務部会計課出納係</p> <p>イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(代表)</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Consignment of making network and rental of Wakayama Prefectural Police own stand-alone PC and network equipment</p> <p>(2) Time limit for tender : By hand : Thursday, October 8, 2009 10:00 A.M.</p> <p>(3) Contact point for the notice : Wakayama Prefectural Police Headquarters Police Administration Department Finance Section 1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan phone : 073-423-0110</p>
--	--